

小山工業高等専門学校図書情報センター運営委員会規程

制 定 平成16年 4 月 1 日

一部改正 平成29年 3 月 8 日

最終改正 令和 6 年 7 月 31 日

(設置)

第 1 条 小山工業高等専門学校に、図書情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 図書情報センターの管理運営に関すること。
- 二 資料の選定に関すること。
- 三 研究報告に関すること。
- 四 著作権に関すること。
- 五 その他図書に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 図書情報センター長
- 二 各学科及び一般科から各 1 名
- 三 総務課長
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認めたもの

第 4 条 委員会に委員長を置き、図書情報センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見等を聴くことができる。

第 6 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。